

郡山市医療介護病院介護医療院

利用料金（法定代理受領サービスに該当するサービス提供の場合）

（１）基本料金

①施設利用料



◎施設利用料【Ⅰ型介護医療院サービス費（i）】

対象者	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室（1割負担）	714円	824円	1,060円	1,161円	1,251円
個室（2割負担）	1,428円	1,648円	2,120円	2,322円	2,502円
個室（3割負担）	2,142円	2,472円	3,180円	3,483円	3,753円

◎施設利用料【Ⅰ型介護医療院サービス費（ii）】

対象者	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室（1割負担）	825円	934円	1,171円	1,271円	1,362円
多床室（2割負担）	1,650円	1,868円	2,342円	2,542円	2,724円
多床室（3割負担）	2,475円	2,802円	3,513円	3,813円	4,086円

◎基本サービス費の加算について（1日につき）※該当する場合

加算名称	1割	2割	3割	内容
夜間勤務等看護加算Ⅳ	7円	14円	21円	夜間の看護体制が整備されていること
若年性認知症入所者 受入加算	120円	240円	360円	若年性認知症のご利用者様に対し、担当の職員を中心にご本人様の特性やニーズに合わせたサービスを行った場合
外泊時費用	362円	724円	1,086円	外泊時、月6日まで限度。又、他の病院に再入所前提で短期間入院をした場合。月をまたいだ場合のみ最大で12日間
他科受診時費用	362円	724円	1,086円	他医療機関を受診した場合、月4日限度
初期加算	30円	60円	90円	入所から起算して30日間
科学的介護推進体制加算Ⅰ （※1月につき）	40円	80円	120円	利用者毎の心身の状況等に係る基本的な情報を提出している場合
科学的介護推進体制加算Ⅱ （※1月につき）	60円	120円	180円	上記に加え疾病の状況や服薬等の情報も提出している場合
再入所時栄養連携加算 （※1回限り）	200円	400円	600円	転院先で経口から経管栄養または嚥下調整食が導入となったご利用者様で、再入所の前に入院先に管理栄養士が訪問し栄養ケア計画書を作成した場合
経口移行加算	28円	56円	84円	経管による栄養から経口による食事へ移行するための計画を作成している場合

経口維持加算（Ⅰ） （※1月につき）	400円	800円	1,200円	摂食機能障害を有し、水飲みテストや頸部聴診法等により誤嚥が認められることから、経口による継続的な食事の摂取を進めるための特別な管理が必要な場合
経口維持加算（Ⅱ） （※1月につき）	100円	200円	300円	上記に加え、医師・歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれかが食事の観察及び会議等に加わった場合 <経口維持加算（Ⅰ）に加える>
口腔衛生管理加算（Ⅰ） （※1月につき）	90円	180円	270円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、ご利用者様に対して口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対し具体的な助言・指導を行った場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ） （※1月につき）	110円	220円	330円	上記に加え、計画の内容を提出し結果を活用の上ケアの向上を図った場合
療養食加算 （※1回につき）	6円	12円	18円	疾病治療の直接手段として、医師の発行した食事箋に基づく適切な栄養量及び内容の療養食を提供した場合(1日に3回を限度)
在宅復帰支援機能加算	10円	20円	30円	退所総数のうち在宅で介護を受けることとなった方が前月までの6か月平均で3割を超え、その状況を訪問等で確認を行っている場合
緊急時治療管理 （※月1回、3日間まで）	518円	1,036円	1,554円	状態が重篤となり、注射・投薬等の応急的な治療を行った場合
認知症行動・心理症状緊急 対応加算（入所から7日間）	200円	400円	600円	認知症行動・心理症状を認め、在宅生活が困難とかかりつけ医が判断し、緊急入所となった場合
長期療養生活移行加算 （※入所から90日間）	60円	120円	180円	療養病床の長期入院患者を受け入れ、介護医療院の生活施設としての取組を説明し、地域の行事や活動等にご利用者様やご家族様と地域住民との交流が可能となるよう地域活動に積極的に関与していること
自立支援促進加算 （※1月につき）	300円	600円	900円	廃用や寝たきり防止のため日々の過ごし方等の計画を策定し、その情報を提出し結果を踏まえケアの向上を図ること
安全対策体制加算	20円	40円	60円	安全対策を実施する体制が整備されていること
排せつ支援加算（Ⅰ）	10円	20円	30円	入所時に評価をし、多職種が共同して計画を

(※1月につき)				作成し、支援を継続して実施していること
排せつ支援加算(Ⅱ) (※1月につき)	15円	30円	45円	加算Ⅰに加え入所時と比較し排尿・排便の一方が改善し悪化がないこと。またはオムツの使用がなくなること
排せつ支援加算(Ⅲ) (※1月につき)	20円	40円	60円	加算Ⅰに加え入所時と比較し排尿・排便の一方が改善し悪化がみられないこと、かつオムツの使用がなくなること
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	44円	66円	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上または勤続10年以上介護福祉士35%以上配置した場合
新型コロナウイルス感染症対応評価	-	-	-	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末まで基本報酬に0.1%上乘せする

② 退所にともない次の指導又は情報提供を行った場合は、所定の費用をいただきます。

加算名称	1割	2割	3割	備考
退所前訪問指導加算 ・ご利用様が退所後生活する居宅を訪問しご利用者様及びご家族様等に対して退所後の療養上の指導を行った場合	460円	920円	1,380円	入所中 2回まで
退所後訪問指導加算 ・退所後30日以内に居宅を訪問しご利用者様及びご家族様等に対して療養上の指導を行った場合	460円	920円	1,380円	退所後1回
退所時指導加算 ・居宅に退所予定のご利用者様及びご家族様に対し、退所後の療養上の指導を行った場合	400円	800円	1,200円	退所時1回
退所時情報提供加算	500円	1,000円	1,500円	退所時1回
退所前連携加算	500円	1,000円	1,500円	退所時1回
訪問看護指示加算	300円	600円	900円	退所時1回

※ 入所期間が1月を超えるご利用者様が対象になります。

③ 食費及び居住費等（1日につき）

利用者負担		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費		300円	390円	650円	1,500円
居住費	多床室	0円	370円	370円	377円
	2床室	0円	370円	370円	377円
	1床室	490円	490円	1,310円	1,668円
日用品費		200円			

- ※ 1. 食費とは、食材料費及び調理費等の提供に係る費用をいいます。
- ※ 2. 居住費とは、光熱水費等の居住に要する費用をいいます。
- ※ 3. 日用品費 別紙「日用品費に係る同意書」に明細を記載しております。
- ※ 4. 令和3年8月より第4段階の食事が1,600円へ変更予定です。

<差額ベッド料>

2床室	1,100円（住民票が郡山市以外の方は 2,200円）
1床室	2,200円（住民票が郡山市以外の方は 4,400円）

- ※ ご利用者様の希望により個室を利用した場合の税込費用です。

④ 日常的に必要な医療行為として厚生労働大臣が定める次の特別診療を行った場合、 所定の費用が別にかかります。

特別診療費項目 ※該当される方	1割	2割	3割
感染対策指導管理（1日につき）	6円	12円	18円
褥瘡対策指導管理Ⅰ（1日につき）	6円	12円	18円
褥瘡対策指導管理Ⅱ（1日につき） ※入所時の評価にて褥瘡の発生リスクがあるとされた利用者の褥瘡発生がないこと	10円	20円	30円
初期入所診療管理（1回につき；重要な変更があった場合2回まで） ※入所に際して医師が必要な診察などを行い文書により説明を行った場合	250円	500円	750円
重症皮膚潰瘍管理指導（1日につき）	18円	36円	54円
薬剤管理指導（週1回につき） ※特別な薬剤の投薬又は注射の使用に関する薬学的管理指導 （薬剤管理指導に加算、1回につき）	350円 50円	700円 100円	1,050円 150円
※服薬情報を提出し、その結果を活用しケアの向上に努めた場合 （1月の最初の算定時に加算）	20円	40円	60円

医学情報提供 (I) 他病院へ紹介	220円	440円	660円
// (II) 他診療所へ紹介 (1退所1回に限り算定)	290円	580円	870円
① 理学療法 (I) (1回につき) (※1)	123円	246円	369円
② 作業療法 (1回につき) (//)	123円	246円	369円
③ 言語聴覚療法 (1回につき) (//)	203円	406円	609円
① ~③で専従職員2名配置の場合に加算 (1回につき)	35円	70円	105円
集団コミュニケーション療法 (1回につき)	50円	100円	150円
計画を策定し内容等を提出し結果を活用していく(※1月につき)	33円	66円	99円
摂食機能療法 (1日につき)	208円	416円	624円
短期集中リハビリテーション (1日につき) (※2)	240円	480円	720円
認知症短期集中リハビリテーション加算 (週に3回まで) (※3)	240円	480円	720円

※1. 理学療法 (I)、作業療法、言語聴覚療法については、ご利用者様1人につきそれぞれ1日3回 (他の療法と併せて1日4回) を限度とし、入所した日から起算して4月を越える期間において、1月にあわせて11回以上行った場合は、11回目以降のものについてはそれぞれ1回につき86円となります。

(言語聴覚療法は1回142円) ※1割負担の場合

※2. 医師又は医師の指示をうけた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所した日から起算 (但し、直近の退所より3か月経過している場合に限る。) して3月以内の期間に集中 (連続) 的にリハビリテーションを行った場合に加算されます。

※3. 医師又は医師の指示をうけた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、認知症のあるご利用者様に対しリハビリ実施計画書に基づき、入所した日から起算して3月以内の期間に、集中的に記憶の訓練・日常生活活動の訓練等を組み合わせて実施した場合に加算されます。

(2) その他の料金

① ご利用者様の急な病状の変化等により、医師の診療の結果、介護保険の介護の範囲を超えた医療行為が必要と判断し実施した場合には、該当医療保険負担割合に応じた医療費が別途かかります。

② 診断書、証明書等の文書料は、病院が別に規定する文書料基準により別途費用がかかります。その他教育娯楽等に係る費用で、ご利用者様の負担が適当と認められるものはその実費相当の額がかかります。

③ 当施設でお亡くなりになり、処置等を行なった場合は死後の処置料として、11,000円 (税込) をご負担していただきます。

④ 契約書第5条に基づくサービス提供の記録の複写は1枚あたり22円 (税込) をご負担していただきます。



令和3年4月1日現在